

第2回芳賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月21日（金） 午後2時00分
2. 開催場所 芳賀町役場 3階 中会議室
3. 出席委員

農業委員	農地利用最適化推進委員
1番 小林 広美	金田 正 岡田 毅
2番 大根田 源一	佐藤 一典 荒井 昭雄
3番 酒井 和夫	岩崎 進 阿久津 正好
4番 黒崎 浩	手塚 孝夫
5番 黒崎 陽子	直井 純一
6番 綱川 祥史	小林 康男
7番 岩村 隆	酒井 紀之
8番 小林 芳晴	黒崎 文雄
9番 阿久津 信市	大林 厚雄
10番 小林 峰子	鈴木 省一
11番 黒崎 俊行	菊地 方敏
4. 欠席農業委員 0人
5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	大塚 英樹
事務局係長	中澤 美智子
主任主査	大岡 久美子
主査	山口 剛史
公社係長	水沼 和子
6. 議事日程

議案第7号	農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について
議案第8号	農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
議案第9号	農地の転用許可申請に対する意見決定について
議案第10号	非農地証明願に対する証明の可否について
議案第11号	農用地利用集積計画の決定について
議案第12号	農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
議案第13号	農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
議案第14号	地域計画の策定に対する意見決定について
議案第15号	芳賀町農地移動適正化あっせん基準の改正について
報告第2号	農地法第18条の解約通知について

令和7年第2回農業委員会 総会

○開会	
議長	ただ今から、令和7年第2回芳賀町農業委員会総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は11名です。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。 議事録署名委員の指名を行います。本総会の議事録署名委員は、7番 岩村 隆委員、8番 小林 芳晴委員を指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声あり)
議長	異議がないようですので、議事録署名委員は、両委員に決定いたしました。
○議案第7号	
議長	それでは、ただ今から、議案第7号「農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第7号 農地の賃借権設定許可申請に対する許可可否について 次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の賃借権設定許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。 【議案第7号 賃借権設定許可申請 1番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 1番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。
下高根沢地区 推進委員	はい、下高担当の酒井です。議案第7号の1なのですが、私も農地パトロールで何度もここは確認しているんですが、何も作付けしてないなどは思っていました。付属資料の2ページの赤くなっているところが2か所あると思うんですが、■は連棟ハウスなんです。この北側も連棟ハウスです。■の一部が畑になっています。この畑なのですが、ずいぶん草がボーボーで、近隣の人から草刈りをやってもらえるよう言ってくれないか、なんていう話は何度かあって、ちょっと心配しておりました。しかしながら、新たに作付けする方が見つかっていいのかなと思っております。特別問題はないと思いますが、皆様の慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	4番 黒崎 浩委員、ほかに意見があればお願いします。
4番委員	はい、4番の黒崎です。ただ今酒井推進委員が述べたとおりであります。やはり、私もこのハウス内外が管理されていないことをちょっと懸念していました。今回このように耕作してくれるということですので、むしろ歓迎すべきだなと思っております。皆さんの慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり許可することで決定しました。
○議案第8号	
議長	続きまして、議案第8号「農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号 農地の所有権移転許可申請に対する許可可否について
次のとおり農地法第3条の規定に基づく農地の所有権移転許可申請があったので、その許可可否について審議するものとする。

【議案第8号 所有権移転許可申請 4番、7番について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。
続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。
4番について、東高橋地区 荒井 昭雄推進委員お願いします。

東高橋地区
推進委員 はい、東高橋の荒井です。議案第8号、4番の所有権移転申請についてご説明申し上げます。付属資料の3、4ページをご覧ください。譲渡人の■さんは、父親が亡くなったため農地を相続しましたが、以前から耕作困難のため■さんに耕作を依頼していました。また今後も耕作する計画がないため、売買を検討し、■さんに相談したところ合意したということです。資料の4ページを確認していただくと分かりやすいのですが、通作距離も0.2キロメートルと近いこと、■さんは専業農家であることから特に問題はないと思いますが、皆様方の慎重なご審議よろしく申し上げます。

議長 10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。

10番委員 はい、10番の小林です。ただ今、荒井推進委員さんの説明のとおり、実耕作者が購入するというので、何ら問題はないと思われま。皆さまの慎重なご審議よろしく申し上げます。

議長 7番について、稲毛田地区 佐藤 一典委員お願いします。

稲毛田地区
推進委員 はい、稲毛田の佐藤です。この稲毛田■の土地は、所有者死亡のため、長い間耕作放棄地になっておりました。それが最近になりまして、■さんともう一人の方に、分割して相続されることになったんですが、今後農業をやる予定もないということで、ほかの誰かに売りたいということになりました。この■さんなんですが、自宅は■市なんですが実家が■町でして、そこを拠点に農業、梨栽培を行っております。そして稲毛田■の近くで1町4反を超える梨畑をやっていますので、さらにここで農地を増やして、規模拡大をしたいということだそうです。■さんは、就農して十数年経っていますし、■でもかなり大きい梨栽培農家なので実績もありますので、何ら問題はないかと思われま。皆様の慎重なご審議よろしく申し上げます。

議長 7番 岩村 隆委員、ほかに意見があればお願いします。

7番委員 はい、7番の岩村です。今、佐藤推進委員が言われたとおりに、私も何年も前から知ってる方で何の問題もないかと思われま。慎重な審議をお願いしたいと思います。

議長 以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。
次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり許可することで決定しました。

○議案第9号

議長 続きまして、議案第9号「農地の転用許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号 農地の転用許可申請に対する意見決定について
次のとおり農地法第4条及び同法第5条の規定に基づく農地の転用許可申請があったので、その意見決定について審議するものとする。

【議案第9号 転用許可申請 第4条1番、第5条1番について説明】

議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 農地法第4条1番について、下高根沢地区 酒井 紀之推進委員お願いします。
下高根沢地区 推進委員	はい、下高の酒井です。議案第9号農地の転用許可申請ですが、13日に事務局と農業委員の黒崎さんと現地を確認してまいりました。新しく家を建てるということで、特段問題ないと思われま す。慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	4番 黒崎 浩委員、ほかに意見があればお願いします。
4番委員	はい、4番黒崎です。今の酒井推進委員さんの説明のとおりではありますが、この場所は畑です が第2種農地内でありますので、これからこの転用許可を出してもほかの営農に問題があるとは思 えませんが、皆さんの慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	農地法第5条1番について、東高橋地区 荒井 昭雄委員お願いします。
東高橋地区 推進委員	はい、東高橋の荒井です。議案第9号、1番の農地の転用申請の第5条について、ご説明申し上 げます。申請地は令和5年に現地確認しておりますので、今回は現地確認していません。付属資料 の12ページから16ページをご覧ください。譲渡人の■さんはいちご栽培を中心とした専業農家 で、譲受人の■さんは■さんの長男で、令和5年4月から後継者として農業に従事しており、父の ■さんと農家住宅で生活していましたが、手狭であることから自己用住宅を計画し、土地を選定し ましたがほかの場所がなく断念し、転用しても周辺に影響がないこと、都市計画法上条件を満たせ る場所を検討した結果、この申請地になったようです。申請地を確認しますと、東側は水路で、周 辺は■さん所有の土地になっていることと、汚水排水については合併浄化槽で処理されるようにな っていますので、特に問題ないと思われまますが、皆さまの慎重なるご審議よろしくお願いま す。
議長	10番 小林 峰子委員、ほかに意見があればお願いします。
10番委員	10番の小林です。荒井推進委員さんの説明のとおり、何ら問題はないと思われまます。皆さまの 慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありますか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第9号について、許可相当との意見を付すことに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第9号は許可相当との意見を付すことで決定しました。
○議案第10号	
議長	続きまして、議案第10号「非農地証明願に対する証明の可否について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第10号 非農地証明願に対する証明の可否について 次のとおり農地法の適用を受けないことの証明願があったので、その証明の可否について審議す るものとする。 【議案第10号 非農地証明願 2番、3番、4番について説明】
議長	以上で事務局の説明を終わります。 続いて担当地区委員及び推進委員の意見を求めます。 2番について、八ツ木地区 大林 厚雄推進委員お願いします。

八ツ木地区 推進委員	はい、八ツ木地区推進委員の大林です。議案第10号の非農地証明願のうち、2番についてご説明いたします。併せてですね、付属資料の17ページから22ページをご覧くださいと思います。この案件につきましては、12日に阿久津農業委員さんと、事務局の職員と一緒に現地を確認してまいりました。先ほど事務局から説明がございましたように、申請地につきましては、少なくとも26年以上宅地として利用しております。それなので問題はないと思いますが、委員の皆さまの慎重なる審議をお願いします。
議長	9番 阿久津 信市委員、ほかに意見があればお願いします。
9番委員	はい、9番の阿久津です。ただいま、大林推進委員さんが説明されたとおり、少なくとも26年以上前から宅地の一部として利用しているということで、問題ないと思いますので、委員の皆さまの慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	3番について、下延生地区 手塚 孝夫推進委員お願いします。
下延生地区 推進委員	はい、下延生の手塚です。議案第10号、3番について説明します。先日、大根田農業委員さん、事務局とともに、現地を確認してまいりました。付属資料の23ページから27ページをご覧ください。申請地は、昭和49年の都市計画区域の線引き前から、少なくとも50年以上宅地として利用しているわけです。そういった現状をふまえて、問題はないかと思われませんが、皆さまの慎重なご審議よろしくをお願いします。
議長	2番 大根田 源一委員、ほかに意見があればお願いします。
2番委員	はい、2番の大根田です。ただ今の議案につきましては、内容については手塚推進委員さんの説明のとおりでございます。問題はないと思われませんが、皆さまの公正なるご審議よろしくをお願いします。
議長	4番について、下高根沢地区 酒井 紀之委員お願いします。
下高根沢地区 推進委員	はい、下高の酒井です。議案第10号、4番なのですが、やはりこれも昭和49年の都市計画の線引き前から、少なくとも50年以上宅地として利用されておりますので、特段問題はないかと思われませんが、皆様の慎重なるご審議よろしくをお願いします。
議長	4番 黒崎 浩委員、ほかに意見があればお願いします。
4番委員	はい、4番の黒崎です。今、酒井推進委員さんのお話のとおりであります。何ら問題はないかと思いますが、皆さまの慎重なる審議よろしくをお願いします。
議長	以上で担当地区委員及び推進委員の意見を終わります。 次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、質疑を終わります。 続いて採決に入ります。 議案第10号について、原案のとおり証明することに賛成の委員は起立願います。
委員	(全員起立)
議長	起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり証明することで決定しました。
○議案第11号 議長	続きまして、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第11号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

次の7ページの資料をご覧ください。農地利用集積計画総括表、公告予定年月日 令和7年2月25日、利用権設定等の面積71,400平方メートル、令和7年中の累計182,495.28平方メートル。詳細は、次の8ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長 それでは、ただ今から1分間審査をお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり決定しました。

○議案第12号

議長 続きまして、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

ここで農業委員会等に関する法律第31条の規定により、7番 岩村 隆委員、10番 小林 峰子委員が退席となります。

(岩村委員、小林委員退席)

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、町から計画の決定を求められたので、審議するものとする。

資料の12ページ下の表をご覧ください。公告予定年月日 令和7年2月25日、利用権設定等の面積124,706平方メートル、令和7年中の累計205,753平方メートル。詳細は10ページから12ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から3分間お目通しをお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。
はい、酒井推進委員。

下高根沢地区
推進委員 推進委員の酒井です。今回、11ページの27、28、29、30は、私どもが新たに新規で頼まれたものなんですけど、28、29、30が再設定になっているんです。これはどういうことかちょっとお聞きしたいと思っております。

事務局 はい、事務局から説明させていただきます。こちらに書いてある新規・再設定は、人によるものではなく土地によるものでして、過去1年間の間で契約がなされていた土地については、新たに違う人が借りる場合についても、再設定という形になります。

議長 よろしいですか。

下高根沢地区
推進委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質疑はありませんか。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり決定しました。
岩村 隆委員、小林 峰子委員の入場をお願いします。

(岩村委員、小林委員着席)

○議案第13号

議長 続きまして、議案第13号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第13号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、町から意見の決定を求められたので、審議するものとする。

詳細につきましては、14から15ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から1分間審査をお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第13号について、原案に対し、意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第13号は、意見なしと決定しました。

○議案第14号

議長 続きまして、議案第14号「地域計画の策定に対する意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第14号 地域計画の策定に対する意見決定について
次のとおり地域計画の策定について意見を求められたので、その意見決定のため審議するものとする。

【議案第14号 地域計画の策定について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から3分間お目通しをお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第14号について、原案に対し、意見なしとすることに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第14号は意見なしと決定しました。

○議案第15号

議長 続きまして、追加議案として上程されました、議案第15号「芳賀町農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第15号 芳賀町農地移動適正あっせん基準の改正について
「農地移動適正化あっせん事業実施要項」の改正に伴い、別紙のとおり芳賀町農地移動適正化あっせん基準を改正したいので、審議するものとする。

【議案第15号 芳賀町農地移動適正あっせん基準の改正について説明】

議長 以上で事務局の説明を終わります。それでは、ただ今から2分間お目通しをお願いします。

委員 (審査)

議長 審査を終わります。続いて推進委員の意見を求めます。意見はありませんか。

委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、次に質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長 質疑がないようですので、質疑を終わります。
続いて採決に入ります。
議案第15号について、原案のとおり改正することに賛成の委員は起立願います。

委員 (全員起立)

議長 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり改正することに決定しました。

○報告第2号

議長 続きまして、報告第2号「農地法第18条の解約通知について」を報告いたします。事務局の朗読をお願いします。

事務局 報告第2号 農地法第18条の解約通知について
次のとおり農地法第18条の規定に基づく、農地の賃貸借契約の解約通知があったので報告する。

詳細は、18ページから21ページとなります。お目通しをお願いします。以上です。

議長 これで、今総会に付された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもって、令和7年第2回芳賀町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉会午後3時00分)